

## [事案 23-100] 入院給付金請求

・平成 24 年 3 月 26 日 和解成立

### <事案の概要>

加入時の説明どおりに入院給付金を支払ってほしいとして、申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 8 年に加入した医療保険について、「入院初日から 1 日につき 5000 円の給付金」と説明をうけていた。被保険者が入院したので入院給付金を請求をしたところ、保険会社から入院継続日数が約款上の支払要件を満たさず、支払えないと言われた。加入時には説明をされておらず、交付された設計書にも記載されていないので、支払を求める。

### <保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応ずることはできない。

1. 設計書の記載のみを支払事由とする保険契約は成立していない。
2. 募集人に保険募集時の説明義務違反は認められない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

#### 1. 申立人の主張について

- (1) 申立人は、設計書には「入院初日から 1 日につき 5000 円」と記載されているのみで、継続入院については記載されていないとして、設計書の記載を支払事由として入院給付金を支払うことが申立契約の内容であると主張するものと解される。
- (2) 保険契約は、附合契約であり、約款の記載に従って契約内容が定められ、申立契約の約款によれば、入院給付金の支払事由は、「保険期間中の入院日数が継続して 8 日以上であること」されている。したがって、本件の被保険者の入院は、支払事由に該当せず、申立人は保険会社に対し、入院給付金を請求することはできない。
- (3) 申立人は、募集時の説明は、設計書の説明のみであった旨を主張するが、約 16 年前の募集時になされた説明内容を、現時点で明確にすることは困難と言わざるを得ない。また、保険商品の説明は、通常、パンフレットを使用してなされるが、本件において、パンフレットが使用されず、設計書のみで説明がなされたと認める事情は見当たらないので、募集人は、設計書の他にパンフレットも使用して申立契約の内容を説明したものと推認できる。パンフレットには、「病気で 8 日以上継続入院のとき入院初日から 1 日につき」と記載されているので、この内容の説明がなされたものと推認でき、申立人の主張を直ちに認めることはできない。

#### 2. 和解の検討

以上のとおり、申立人の請求を認めることはできない。しかしながら本件紛争の解決においては、本件の設計書の記載からは継続入院が必要であることは理解できないので、設計書の記載またはそれを使用した説明が、申立人に誤解を与えた可能性を否定することはできないという事情に配慮すべきと考える。